

○財団法人高松市スポーツ振興事業団寄附行為

〔昭和61年4月1日
香川県教育委員会許可〕

改正 昭和62年 3月31日 認可
平成 2年10月30日 認可
平成 8年 4月17日 認可
平成11年 4月 1日 認可

平成15年 7月 1日 認可
平成18年 4月 1日 認可
平成19年 5月11日 認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人高松市スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）という。

(事業所)

第2条 事業団は、事務所を高松市福岡町四丁目36番1号（高松市総合体育館内）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 事業団は、高松市から指定管理者としての指定を受けてスポーツ施設の管理を行い、住民のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 事業団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高松市から指定管理者としての指定を受けて行うスポーツ施設の管理に関する事業
- (2) その他事業団の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 事業団の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品

(5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 事業団の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 事業団の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等、确实かつ有利な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、事業団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、香川県教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 事業団の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 事業団の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に香川県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 事業団の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の監査を経て、毎会計年度終了後2カ月以内に理事会の承認を得、毎会計年度終了後3カ月以内に香川県教育委員会に報告しなければならない。

2 事業団の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 事業団が借入金をしようとするときは、その会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、香川県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(特別会計)

第14条 事業団は、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第15条 事業団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第16条 事業団に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上14名以内(うち、理事長1名・副理事長2名及び常務理事1名とする。)
- (2) 監事2名

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

2 理事のうちには、その親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 監事には、事業団の理事(その親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務)

第18条 理事長は、事業団の業務を総理し、事業団を代表する。

2 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した

順序により副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。

4 理事は、理事会を組織して、事業団の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、事業団の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は事務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び香川県教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員任期)

第20条 事業団の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ3分の2以上の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第22条 役員には報酬を支給しない。ただし、理事長および常務理事には、報酬を支給することができる。

(評議員選出)

第23条 事業団には、評議員10名以上15名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員には、第20条から第22条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第25条 事業団の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。
- 3 職員は有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第26条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は速やかに臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について、他の理事を代理人として可否を委任、又は自ら可否を記載した書面を提出した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項

- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他事業団の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 第26条第1項及び前条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、その会議において出席評議員の互選により定める。

(議事録)

第29条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、香川県教育委員会の許可を受けなければ変更できない。

(解散)

第31条 事業団の解散は、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、香川県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第32条 事業団の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の議決を経、かつ、香川県教育委員会の許可を受けて、高松市に寄附するものとする。

第7章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第33条 事業団の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員，評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号まで及び第6号の書類及び帳簿は永年，同項第5号の帳簿及び書類は10年以上，同項第7号及び第8号の書類及び帳簿は1年以上，それぞれ保存しなければならない。

(細則)

第34条 この寄附行為施行についての細則は，理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この寄附行為は，昭和61年4月1日から施行する。

(設立当初の事業計画等)

第2条 第10条及び第28条の規定にかかわらず，事業団設立当初の事業計画及びこれに伴う収支予算は，設立者の定めるところによる。

2 事業団の設立当初の役員は，第17条の規定にかかわらず，別紙役員名簿のとおりとする。

附 則 (昭和62年3月31日認可)

この寄附行為は，昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年10月30日認可)

この寄附行為は，平成2年11月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月17日認可)

この寄附行為は，香川県教育委員会の認可があった日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日認可)

この寄附行為は，平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月1日認可）

この寄附行為は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日認可）

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月11日認可）

この寄附行為は、香川県教育委員会の認可があった日から施行する。

別紙（省略）